

## 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| Q1. 事業概要.....                      | 1  |
| Q2. 交付申請について.....                  | 2  |
| Q3. 補助内容.....                      | 6  |
| Q4. 申請書類.....                      | 8  |
| Q5. 申請後の変更(計画変更)・工事の中止(取止・取下)..... | 10 |
| Q6. 実績報告.....                      | 11 |
| Q7. 財産管理・財産処分.....                 | 14 |

### Q1 事業概要

| No. | 問合せ内容                           | 回答  |
|-----|---------------------------------|---|
| 1   | 補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。      | <p>交付申請は先着順の受付となります。</p> <p>交付申請期間内に申請された案件を審査し、順次交付決定を行い、交付決定通知書を通知します。</p> <p>交付決定日後に充電用コンセントの発注および支払、設置工事の開始が可能となります。</p> <p>ただし、前払金等、一部の支払いについては交付決定日前でも可とします。</p> <p>工事および補助対象経費の支払いを完了させ、期限までに実績の報告をしてください。</p> <p>審査を経て補助金額を確定し、指定の口座へ振込みます。</p> |
| 2   | 募集対象の事業を教えてください。                | <p>個人が申請者となる戸建て住宅充電用コンセントが対象となります。</p> <p>戸建て住宅以外の商業施設や事務所、マンション等に設置する充電設備は令和7年度補正 第1期・第2期で申請を受け付けます。</p>   |
| 3   | 補助金の予算を教えてください。                 | 戸建て住宅の予算は15億円です。  |
| 4   | 予算の執行状況は開示されますか。                | <p>定期的な開示はいたしません。</p> <p>申請額の累計が予算額を超えると予想される場合には、申請期間中であっても受付を終了する場合があります。</p>   |
| 5   | 戸建て住宅以外の予算を戸建て住宅に配分する可能性はありますか。 | 戸建て住宅単独の予算となりますので、戸建て住宅以外の予算を配分することはありません。  |

## Q2 交付申請について

| No. | 問合せ内容                     | 回答  |
|-----|---------------------------|---|
| 1   | 申請期間(申請締切)はいつまでですか。       | 戸建て住宅充電用コンセントの申請期間は以下の通りです。<br><br>令和8年3月31日(火)～9月30日(水)<br><br>先着順での受付となりますので、申請総額が予算額を超過すると予想される場合は令和8年9月30日(水)前でも締め切ることがあります。<br><br>交付申請期間内にオンライン申請システムにて申請完了ボタンが押された交付申請が有効です。         |
| 2   | 交付申請できるのは誰ですか。            | 充電用コンセントを新たに購入(所有)し、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する方が申請者として申請することが可能です。<br><br>戸建て住宅充電用コンセントは、設置場所となる戸建て住宅と本人確認書類の住所が一致している <b>個人</b> のみ申請者となれます。<br><br>個人以外の法人(リース会社を含む)、地方公共団体等は申請者となることはできません。 |
| 3   | 交付申請に必要な書類を教えてください。       | 申請内容により異なります。<br><br>詳しくはセンターホームページの「応募要領(戸建て住宅充電用コンセント)」を確認してください。   |
| 4   | 交付申請をするときに、何に気を付ければよいですか。 | 交付決定までをスムーズに行うため、なるべく書類の不備がないように申請してください。<br><br>書類はセンターホームページの記入例を参考にご確認ください。  |
| 5   | コンセントを設置してから申請するのですか。     | これから新たに購入し設置される充電用コンセントである必要があります。<br><br>交付決定通知を受領される前に発注(購入)および設置されたものは補助の対象外になります。   |
| 6   | 同一設置場所で複数件数申請することはできますか。  | 同一戸建て住宅に複数基設置すること、同一戸建て住宅に別の申請者から複数件申請することはできません。   |

| No. | 問合せ内容   | 回答   |
|-----|---|--|
| 7   | 交付決定は申請の到着順ですか。                                     | 申請期間内に申請された案件から書類の不備不足の確認を行います。<br>不備不足が解消し、受付となったものから審査を行い、交付決定となるため、申請の到着順とは前後する場合があります。   |
| 8   | 交付申請してから交付決定通知が届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。                | 4月～11月を目途に順次交付決定を行います。<br>その後、「交付決定通知書」を通知します。<br>審査に時間を要するもの、申請が集中した場合はこの限りではありません。   |
| 9   | 交付申請を作成中ですが、すべての書類がそろわなくても申請してよいですか。                | 表示された項目へのデータ入力および必要書類のアップロードが完了していないと申請をすることができません。<br>センターホームページの記入例を参照してください。  |
| 10  | 急いでいるので、ダミーデータをアップロードします。<br>先に申請を受付けてもらえますか。       | 申請の受付はできません。<br>申請のデータ作成および必要書類をアップロードした上で、申請するようにしてください。<br>申請ボタンが押されていても、必要書類が不足している、必要事項の入力がない、申請の相違等、センターが適正でないと認めた場合は、申請の受付を行いません。<br>実績の報告時も同様となります。                                     |
| 11  | 入力した内容に自信がありません。<br>審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。        | 本補助制度では、事前審査制度はありません。<br>申請にあたりご不明な点は「応募要領(戸建て住宅充電用コンセント)」にて確認ください。  |
| 12  | 申請において不備がある場合は取消になりますか。<br>それとも不備不足の指摘があり、修正は可能ですか。 | 申請期間内に申請された案件から書類の不備不足の確認を行います。<br>申請要件に満たないものや修正不可事項がある場合は受付不可となります。<br>センターから書類の不足や修正の指示がされた場合は、是正されるまで受付となりません。<br>期限が守られない場合は厳正に対処し、その申請は無効としますのでご注意ください。<br>センターからの指示には速やかに対応するようにしてください。 |
| 13  | 寄贈された充電設備を設置するのですが、工事だけの申請はできますか。                   | この補助制度は、新たに充電用コンセントを購入して設置する方に対して補助金を交付する制度ですので、寄贈を受けた充電用コンセントを設置する場合は、申請できません。  |

| No. | 問合せ内容  | 回答   |
|-----|--|--|
| 14  | コンセントは購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。 | リースでの申請はできません。<br>充電用コンセントを新たに購入(所有)し、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する個人が申請者となります。   |
| 15  | 充電用コンセントを設置する場所の土地の所有者でなくても申請できますか。          | 借地の場合も申請は可能です。<br>ただし、交付申請までに土地の利用に関する許諾および充電用コンセントの保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾を土地所有者から得た上で申請をしてください。<br>所有者が家族の場合も申請者と所有者が異なる場合は許諾書が必要です。<br>指定様式ではありませんが、センターホームページに許諾書のフォーマットを掲載していますので、フォーマットを利用する場合は必要事項を記載のうえ、指定ファイル(PDF/JPEG/PNG)で提出してください。 |
| 16  | 手続代行者に依頼ができると思いますが、誰でもなれるのですか。               | 審査内容の確認等を行いますので、原則、申請者宛に見積書を発行し、会社別見積書一覧に入力される工事施工会社に限りません。  |
| 17  | 手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。                    | 手続き代行者に依頼できるのは、交付申請および実績報告にかかる業務等の一部になります。<br>申請における全てを依頼することは認めておりません。<br>なお、センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な観点から、申請者に通知します。<br>また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは、申請者へ補助金の返還を求めますのでご注意ください。                                     |
| 18  | 工事施工会社が複数いるのですが、どこに手続代行を依頼すればよいのですか。         | 複数いるうちの一社を代表として依頼してください。<br>手続代行者を変更することはできませんので注意してください。<br>代表になった工事施工会社は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施し、他の工事施工会社とも連携を取るようになしてください。<br>連絡が取れない場合は、交付決定や補助金の支払いに時間を要する場合があります、補助金の支払いができないこともあります。   |

| No. | 問合せ内容               | 回答  |
|-----|---------------------|---|
| 19  | 車両と一緒に購入する必要がありますか。 | 本事業は充電用コンセントの購入費と設置工事費に係る補助事業となります。<br>車両と一緒に購入することで補助する事業ではありません。<br>また、車検証の提出は不要です。 |

### Q3 補助内容

| No. | 問合せ内容                                    | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | どのコンセントでも補助金は交付されるのですか。                  | メーカーからの承認申請を受け、センターが承認した充電用コンセントが補助の対象となります。<br>センターのホームページで確認してください。                                       |
| 2   | 定額とは全額補助という意味ですか。                        | 充電用コンセントの「定額(1/1以内)」とは、申請者が申告する購入した価格とセンターが承認した本体価格補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。                        |
| 3   | 国の他の補助金と重複して申請してもよいですか。                  | 充電用コンセントおよび設置工事と重複しない限りにおいて可能です。  |
| 4   | 地方公共団体の補助金と併用して申請してもよいですか。               | 本補助金との併用はお認めしています。<br>各地方公共団体へ重複して申請することが可能かお問い合わせください。   |
| 5   | 他に同様の補助事業を行っている機関はありますか。                 | 地方公共団体で行っている場合がありますので、所轄の地方公共団体にご確認ください。  |
| 6   | コンセントを法人名義で購入し、法人の社長宅に設置する場合は申請可能ですか。    | 充電用コンセントを購入(所有)し、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する個人が申請者となるため、申請不可です。<br>社長宅に設置する場合は、社長個人が申請者となり他要件を満たす内容であれば申請可能です。 |
| 7   | 自分の会社で工事をします。申請可能ですか。                    | 設置工事の自社調達は申請不可です。<br>工事施工会社(法人)が申請者(個人)に工事の依頼を受けることは可能です。   |
| 8   | 「普通充電設備」と「充電用コンセント」を混在して申請してもいいのですか。     | 充電用コンセントのみ対象となるため、補助金申請せず自費で普通充電設備等を設置することは可能です。<br>その場合、見積書で充電用コンセントの費用(設備購入費および設置工事費)が確認できるようにしてください。     |
| 9   | 既に設置済の充電設備がありますが、充電用コンセントに入れ替えることは可能ですか。 | 申請可能です。<br>交付申請時に設置予定場所として既設充電設備が設置されていることが確認できる写真を提出してください。  |

| No. | 問合せ内容                       | 回答  |
|-----|-----------------------------|---|
| 10  | いつ工事を開始していいですか。             | <p>交付決定のご連絡をメールで行います。</p> <p>オンライン申請システムの「交付決定」にて交付決定日、交付決定額をご確認いただき、交付決定日以降に工事を開始してください。</p> |
| 11  | コンセントはいつから使っても良いのですか。       | <p>交付決定後に設置工事を開始し、設置工事完了後に検収が完了しましたら、速やかに稼働してください。</p>  |
| 12  | マンションは申請可能ですか。              | <p>戸建て住宅のみ対象となりますので、戸建て住宅充電用コンセントの事業ではマンションの申請は不可です。</p> <p>第1期・第2期で申請可能です。</p>               |
| 13  | デベロッパーが申請者となり申請をすることは可能ですか。 | <p>充電用コンセントを購入(所有)し、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する個人が申請者となるため、デベロッパーが申請者として申請することはできません。</p>        |

## Q4 申請書類

| No. | 問合せ内容   | 回答   |
|-----|---|--|
| 1   | 本人確認書類としてマイナンバーカードの提出はできますか。                                    | 可能ですが、表面のみ提出してください。<br>個人番号が記載されている裏面は提出しないでください。  |
| 2   | 交付申請時に提出する見積書は概算見積書でもよいですか。                                     | 概算見積書では交付申請はできません。<br>正式な見積書を基に「充電用コンセント及び工事額申告」を入力し、提出する必要があります。  |
| 3   | 見積書が消費税込の金額になっています。<br>申請書に入力する額はどうすればよいですか。                    | 申請書はすべて税抜の額を入力してください。<br>消費税は補助対象経費と見做しません。<br>審査向上のため、見積書等も消費税は別途記載するようにしてください。   |
| 4   | 工事申告の入力方法について教えてください。   | センターホームページ内の操作ガイドを参照してください。<br>工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「見積書」を集約し、入力してください。  |
| 5   | 車を動かすことができないためネット上の地図から設置場所を切り抜いた写真を提出してもよいですか。                 | 不可です。<br>実際に撮影したデータのみ提出してください。<br>人工知能(AI)で生成した画像、インターネット上で取得した画像、加工(予定場所を枠で囲むことなども含む。)および修正された画像の提出は認めません。<br>本事業では解析ツール等を導入します。<br>やむを得ず、障害物(駐車車両等)が写りこんでしまう場合は、全体写真に加え、障害物で隠れている設置場所床面、充電用コンセント設置予定壁面の写真を複数枚提出してください。<br>また、GPS 情報を含まない写真のアップロードはできないため、すべての写真の撮影情報データに位置情報(GPS 座標)を残し提出してください。<br><br>※撮影情報データ(Exif ファイル)とは、スマートフォンやデジタルカメラ等の機器で撮影したデジタル写真に付与される撮影情報や位置情報等のデータのことです。 |
| 6   | 要部写真として写真が求められていますが、これから建設するので、設置予定場所には何もありません。<br>何を写せばよいのですか。 | これから建設する場合でも工事完了後の写真と比べる必要がありますので、現状の設置予定場所を撮影してください。<br>要部写真は工事項目ごとに異なり、工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。<br>詳細は「応募要領(戸建て住宅充電用コンセント)」の補足資料にて確認してください。<br>※申請時に設置予定場所が完成していない場合、条件付き交付決定とし、完成した充電スペース、充電用コンセント設置場所、建屋全景写真を追加で提出していただきます。  |

| No. | 問合せ内容   | 回答  |
|-----|---|---|
| 7   | <p>借地にコンセントを設置します。</p> <p>土地の利用に関する許諾を証する書類というのは土地の賃貸借契約書を提出すればよいですか。</p> | <p>センターが求めているのは、土地の利用に関する許諾および充電用コンセントの保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾になります。</p> <p>その旨の記載がある場合や、覚書等がある場合は土地の賃貸借契約書の提出で構いません。</p> <p>記載がない場合は、記載の必須項目が全て確認できる許諾書を提出してください。</p> <p>また、指定様式ではありませんが、センターホームページに許諾書のフォーマットを掲載していますので、フォーマットを利用する場合は必要事項を記載のうえ、指定ファイル(PDF/JPEG/PNG)で提出してください。</p> |
| 8   | <p>クレジットやローン契約による分割払いは可能ですか。</p>  | <p>ローン契約は不可です。</p> <p>金融機関振込、クレジットカード等の一括払いのみ可能です。</p>  |
| 9   | <p>新築で入居前のため、本人確認書類に記載された住所と設置場所住所が異なります。</p> <p>申請可能ですか。</p>             | <p>現住所と設置場所住所が異なる場合、「申請者情報」には本人確認書類に記載の現住所、「設置場所住所」には新築の住所を入力してください。</p> <p>審査において確認し、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合があります。</p> <p>また、実績報告までに計画変更の「申請者情報」より、変更後の住所を入力し、設置場所住所が記載されている本人確認書類を提出してください。</p>  |

Q5 申請後の変更(計画変更)・工事の中止(取止・取下)

| No. | 問合せ内容  | 回答   |
|-----|--|--|
| 1   | 申請後に名前が変更になりました。<br>どのように対処すればよいのですか。          | 計画変更の「申請者情報」より情報の変更が必要です。<br>変更後の申請者名と本人確認書類を提出してください。<br>ただし、交付申請後に申請者自体を変更することはできません。  |
| 2   | 住所が確定したため、交付申請時から申請者の住所を変更する場合はどうすればよいのですか。    | 申請者の住所が変更になる場合は、計画変更の「申請者情報」の提出が必要です。<br>変更後の住所の入力および変更後の住所が確認できる本人確認書類を提出してください。  |
| 3   | 工事施工会社を変更したいのですが、どうすればよいのですか。                  | 申請後に工事施工会社を変更することはできません。<br>変更する場合は、申請を取上げて交付申請期間内に再度交付申請をする必要があります。   |
| 4   | 手続代行者を変更することはできますか。                            | 申請後に手続代行者を変更することはできません。<br>変更する場合は、申請を取上げて交付申請期間内に再度交付申請をする必要があります。  |
| 5   | コンセン트의設置工事を取りやめることになりました。<br>申請を取り下げることはできますか。 | 可能です。<br>申請状況により以下①～⑤の手続が必要になります。(一部センター承認が必要な手続きがあります。)<br><br>① 申請ボタンを押す前：オンライン申請システムの「申請削除」から申請を削除してください。<br><br>② 申請ボタンを押した後～センターの受付前：オンライン申請システムの「取止取下」から手続きしてください。<br><br>③ センターの受付後：オンライン申請システムの「取止取下」から手続きしてください。<br>センターにて内容を確認します。<br><br>④ 交付決定通知の受領後に内容に不服があり取下げる場合：交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にオンライン申請システムの「計画変更」から手続きしてください。<br><br>上記④以降のタイミング：オンライン申請システムの「計画変更」から手続きしてください。<br>センターにて内容確認のうえ承認します。<br>承認された場合はセンターより計画変更承認通知書により通知します。 |

## Q6 実績報告

| No. | 問合せ内容   | 回答  |
|-----|---|---|
| 1   | 実績報告をするにはどうすればよいのですか。                         | 補助金の交付を受けるためには、期限内にセンターへ実績の報告を行う必要があります。<br>「交付決定通知書」が発行されるとオンライン申請システムにて「実績報告」の作成ができます。<br>データ作成および必要書類をアップロードした上で、期限までにセンターへ報告してください。 |
| 2   | 実績の報告期限に間に合いそうにないのですが、どうすればよいのですか。            | 実績報告期限を超えることはできません。<br>もし間に合わない場合は申請の取下げをしていただく必要があります。   |
| 3   | 実績報告をしてから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。        | センター受付から約 1.5~2 ヶ月で実績報告に入力された申請者名義の口座へ振込みされます。<br>振込の前に「補助金の額の確定通知書」が発行されますので、補助金交付額と振込予定日を確認してください。                                    |
| 4   | 支払完了日の定義を教えてください。                             | 充電用コンセントと設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日のことをいいます。  |
| 5   | 設置工事開始日の定義を教えてください                            | 充電用コンセントの搬入や基礎工事などの準備や充電用コンセント等設置工事の一部または全部の施工を開始した日のことをいいます。   |
| 6   | 設置工事完了日の定義を教えてください。                           | 補助対象経費にかかる充電用コンセントを稼働させる設置工事が全て完了した日のことをいいます。   |
| 7   | 工事が遅れていて交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。 | 手続きの必要はありません。<br>ただし、実績報告の期限を超えることはできません。   |

| No. | 問合せ内容  | 回答   |
|-----|--|--|
| 8   | 申請時とは違うコンセントを設置したいのですが、型式を変更することはできますか。                            | <p>原則として、「補助金交付決定通知書」で承認された内容を遂行する必要があります。</p> <p>交付決定前に戸建て住宅充電用コンセントを変更することはできません。</p> <p>変更する場合は、申請を取下げた後、交付申請期間内に再度交付申請をする必要があります。</p> <p>ただし、交付決定後において、その後の事情の変更により申請した戸建て住宅充電用コンセントをやむを得ず変更する必要が生じた場合は、「令和7年度補正(戸建て住宅充電用コンセント)補助対象充電設備型式一覧表」に記載されている出力が同じ戸建て住宅充電用コンセントであれば、あらかじめセンターの承認を得ることで、変更が可能です。</p> <p>センターの承認を得ずに戸建て住宅充電用コンセントを変更した場合は、交付決定を取消すことがありますので留意してください。</p> |
| 9   | 工事を開始したら、配線予定の土地に別の建物の基礎があり、配線ルートを変更しなくてはいけなくなりました。センターへの連絡は必要ですか。 | <p>原則として、「補助金交付決定通知書」で承認された工事を遂行する必要があります。</p> <p>ただし、変更が生じた場合はオンライン申請システムにて速やかにセンターへ申告してください。</p> <p>センターはその内容・理由に基づき変更内容の重要性を審査し、結果を申請者に通知しますので、その指示に従ってください。</p> <p>実績の報告前までに提出する必要があります。提出されない場合は交付決定を取消すことがありますので留意してください。</p> <p>なお、センターの指示があるまで、計画変更に係る設置工事は中断する必要があります。</p>  |
| 10  | コンセントの発注書に工事費も含まれていますが、問題ありませんか。                                   | 戸建て住宅充電用コンセントを工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に戸建て住宅充電用コンセントの見積が含まれる場合は、問題ありません。   |
| 11  | コンセントは取得価格が50万円未満でも、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 J11)に入力するのですか。           | <p>入力が必要です。</p> <p>戸建て住宅充電用コンセントについては、取得価格に関わらず全てが入力対象となります。</p> <p>補助金の交付を受けた方は、取得財産等について「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 J11)」を書面にて管理・保管しなければなりません。</p>  |

| No. | 問合せ内容  | 回答  |
|-----|--|---|
| 12  | インターネットバンキングのため、通帳がないのですが、補助金の振込先口座を証する書類は何を提出すればよいのですか。 | <p>下記内容が確認できる画面のプリントアウト等を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座名義人の氏名／フリガナ</li> <li>・金融機関名</li> <li>・支店名</li> <li>・預金種目</li> <li>・口座番号</li> </ul> <p>実績報告に記載された申請者名義であることが確認できる必要があります。</p> <p>口座の種類により異なりますので、「応募要領(戸建て住宅充電用コンセント)」を確認の上、提出してください。</p> |

## Q7 財産管理・財産処分

| No. | 問合せ内容  | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | 保有義務期間とは何ですか。  | 補助金の交付を受けた方が、設置した充電用コンセントを保有管理し、効率的運用を図らなければならない期間の事です。<br>保有義務期間は設置完了日から5年となります。   |
| 2   | 処分制限期間が5年となっておりますが、5年を過ぎたら処分はどうすればよいのですか。              | 設置完了日から5年を過ぎた充電用コンセント等の処分については、補助事業者の意向で決めてください。  |
| 3   | 保有義務期間の5年間に保有が困難になった場合は、何か罰則があるのですか。                   | 原則として、補助金の返還が必要となります。<br>保有が困難にあった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、必ずセンターへ事前の届出が必要となります。<br>センターの承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返還を求める場合があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。   |
| 4   | 転居する場合、何か手続きが必要ですか。                                    | 財産処分の手続きが必要となります。<br>処分制限期間内の転居の場合、撤去せず継続して充電用コンセントを利用することが定められている場合等、必要な条件が整えば補助金を返還しなくてよい場合があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。   |
| 5   | 充電設備メーカーからメーカーの責任で不具合が発生し交換したいと言われました。<br>何か手続きが必要ですか。 | 財産処分の手続きが必要となります。<br>「財産処分承認申請書(様式J22)」を提出してください。<br>本人の責めに帰さないやむを得ない事由での充電用コンセント等の交換にあたるため、センターはこれを受け、返還を求めない旨の承認書を発行します。<br>なお、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式J11)」を修正し、再度センターに提出する等、処分後に完了報告をする必要があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。 |
| 6   | 経理処理で圧縮記帳は可能ですか。                                       | 個人の方は国庫補助金等の総収入金額不算入の規定(所得税法第42条)の適用を受けることが可能です。<br>手続きについてのご不明点は、所轄の税務署または税理士にご相談ください。   |